

12月2日以降新たに発行されなくなります

現行の健康保険証は、令和6年12月2日以降新たに発行されなくなります。

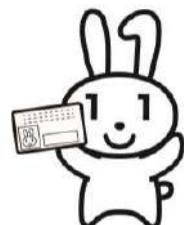
その後は、マイナンバーカードの健康保険証利用（マイナ保険証）を
基本とするしくみに移行します。
ただし移行後も、

お手元の健康保険証は、有効期限までの間、**最長1年間**使用できます。

マイナ保険証ならではのメリット

- ✓ 過去のお薬・診療データに基づく、より良い医療が受けられる
- ✓ 突然の手術・入院でも高額支払いが不要になる
- ✓ 救急現場で、搬送中の適切な応急処置や病院の選定などに活用される

健康保険証として利用できるだけでなく、日常生活の中で利用できるシーンが広がっています。ぜひ日頃からマイナンバーカードを持ち歩いて、ご活用ください！



よくある質問

Q. マイナンバーカードに大事な情報が入っていますか？

A. マイナンバーカードにはプライバシー性の高い情報は入っていません。

また、カード裏面のマイナンバー（12桁）を知られただけでは悪用されません。
保険証利用時、医療機関がマイナ保険証で参照できるデータは、現行の健康保険証と同じ情報と、ご本人の同意があった場合のみ、受けている治療内容やお薬の履歴のみとなります。

Q. 本人が顔認証付きカードリーダーを操作できない場合はどうするのですか？

A. 顔認証のかわりにマイナンバーカード作成時に設定した
暗証番号を代理人が入力することなどで受付することができます。
待合スペース等にいるご本人のお顔とマイナンバーカードのお写真を、職員が目視で確
認する本人確認も可能です。



それでもマイナ保険証ではなく別の方法で
受診したいときはどうすればいいの？

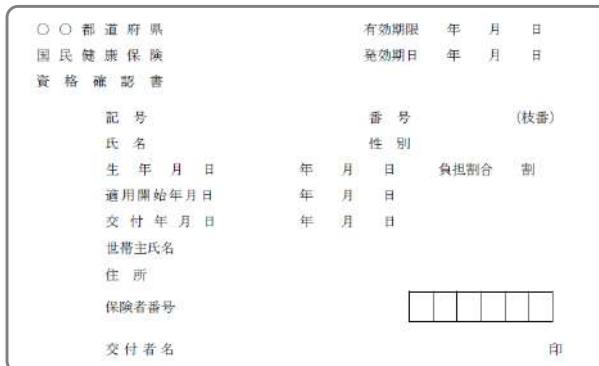
詳しく述べる
裏面に

マイナ保険証をお持ちでなくても 資格確認書によりこれまで通り医療にかかります

マイナ保険証を使わない場合の受診方法

- 2024年12月2日以降は、「**資格確認書**」でもこれまで通り医療にかかることができます。

<イメージ>

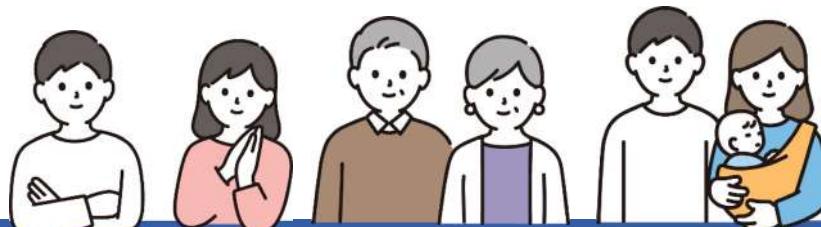


- ※ 保険者によって様式・発行形態が異なります。
- ※ 資格確認書の交付等に関する事項は、ご自身が加入している医療保険者からの情報をご確認ください。ご不明点等についても、同保険者にお問合せをお願いします。

- マイナンバーカードの健康保険証利用登録をしていない方には、**現行の健康保険証の有効期限がきれる前に「資格確認書」を無償で申請によらずお届けします。**ご自身での申請は不要です。なお、すでに利用登録されている方であっても、解除された方には同様にお届けします。
 - ・ **マイナ保険証を持っていても、マイナンバーカードでの受診等が困難な方(高齢者、障害者等)**は、申請いただくことで、資格確認書を無償で交付します。(更新時の申請は不要)
 - ・ 病態の変化などにより、顔認証付きカードリーダーを上手く使えなくなった場合、資格確認書をご使用ください。現行の健康保険証と同様、親族等の法定代理人や、介助者等による代理申請も可能です。
 - ・ **後期高齢者医療制度の被保険者**は、2025年7月末までの暫定的な運用として、**現行の健康保険証**が失効する方に資格確認書を無償で申請によらず交付します。そのため、当分の間、申請は不要です。

移行後もご安心ください

マイナンバーカードでのカードリーダーの操作が上手くいかなくとも、**医療費が10割負担になることはありません。**



マイナンバー総合
フリーダイヤル
0120-95-0178
5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。
受付時間 (年末年始を除く)
平日: 9時30分~20時00分
土日祝: 9時30分~17時30分

マイナンバーカード
の保険証利用につい
てもっと知りたい方
はこちら



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare